

準備工

内 容	留 意 事 項	危険性・有害性の洗い出し	車庫内 可動性の 割合	リスク評 価	発生率	リスク低減措置		
<ul style="list-style-type: none"> 作業打合せ(KV活動)各項目を読みあげ確認 作業人員の確認、使用車両の点検確認 規制車1台(運転手・助手)、警備車1台(運転手・助手)、ラバコン車1台(運転手・助手) 車庫進行線の被検入での車両一周確認 	<ul style="list-style-type: none"> 規制準備発時:規制箇所種別を前日確認し下記の条件を十分考慮し計画をする 規制後に付く手(注記4km以内)作業車3台、作業車6台で規制作業を行うこと ※6m以内での場合は、2台車の設置量(ラバコン4.2kg/m²(φ20m)×300m=1,26kg)規制以上の規制を確保する場合は、さらにラバコン(運転手・助手)1台を追加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ①走行車線規制時は、テーパー開始位置を極力直線区間や緩やかなカーブ部を避定 ②追越車線規制時は、テーパー開始位置を極力直線区間や緩やかなカーブ部を避定 ③安全資機材指示書により、作業分相・配置の確認、発炎筒の有効確認 ④安全本部の車両後部アオリへの設置の禁止(右への横込み) ⑤規制発着番号の確認 ⑥規制時は、発炎筒の点検等による ⑦個々の作業分相を明確にする ⑧事故対応期間中は、保安員を1名増やす 	5	3	8	IV	<ul style="list-style-type: none"> 目視での点検確認 保安員の配置と的確な誘導 	
<ul style="list-style-type: none"> 保護員の点検 使用規制材の点検・点灯確認 使用機械、器具の点検 規制協議書の持ち手携帯する 積み手の確認、規制箇所の規制材数量確認 規制責任者から作業員個々への作業分相指示(指名(運転手1名、監視・誘導者各1名、設置者1名、設備補助員各1名)、業務用プリント確認) 作業箇所の確認(規制箇所の線形確認後乗換確認等)(急発車線の有無、閉鎖の確認) 車両誘導の手の携行 ラバコンの積上げと作業確認、飛散対策の確認 ラバコン設置・撤去時のシラスダゲ機能は、運転手は必ず停止する 一宮管制室・メンテ事務所への規制開始連絡 規制材(構識)の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ※規制整理番号の確認 ※異常による一般車への注意喚起(線形の悪い場合は保安員の増員) ※設置は白線より出さない位置に設置 ※本線規制時は保安員の指示に従う ※車庫移動時の保安員の指示に従う ※構識の強固な固定 ※複数人数による構識運搬及び本線規制時の合図の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 本線規制時、通行車両に隠れかたをなす 作業員が荷台より墜落しケガをする 構識が倒れ通行車両に当たり事故となる 	5	3	2	5	III	<ul style="list-style-type: none"> 作業員が荷台より墜落しケガをする 構識が倒れ通行車両に当たり事故となる
<ul style="list-style-type: none"> 中央道知果側と東端道全線規制時は、事務所と連絡し、マル50の確認をする 必要に応じ急発車線の閉鎖を実施する 緊急時の避難指示はシラスダゲを稼働させる 	<ul style="list-style-type: none"> 急発車線を閉鎖し、構識を設置する 緊急時は、シラスダゲを稼働し、運転手及び作業員へ警報を発行する 油断への減入時合図誘導の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 路肩からの退出時、一般車に追突される 急発車線では作業員が墜と接触する 急発車線と通行車との衝突 急発車線と通行車との衝突 	5	3	8	IV	<ul style="list-style-type: none"> 運転手、助手による後方確認 急発車線と通行車との衝突 急発車線と通行車との衝突 	

テーパー部設置

<ul style="list-style-type: none"> テーパー手前100m(線形)の程度の位置に保安員を配置する 追越車線へ進入する際は、誘導員2名にて誘導し、上流側誘導員の合図で誘導員2名及び構識を誘導し始める 線形の悪い箇所では上流側誘導員と連携して誘導する。その際上流側誘導員が、中分側にて車間を確認できない箇所については、路肩側で合図後中分へ横断する 	<ul style="list-style-type: none"> 急発車線を複数設置し、通行車両に誘導し注意喚起すると同時に通行車線へ誘導する カーブ・テーパーにならないよう設置する 矢印板の設置時は保安員の指示に従う 矢印板は専用ホワイトで固定する 	<ul style="list-style-type: none"> テーパー内へ一般車が入り、止まりの確認 急発車線による火災が発生する 	5	3	8	IV	<ul style="list-style-type: none"> 保安員の配置 矢印板の設置 急発車線と通行車との衝突
<ul style="list-style-type: none"> テーパー手前100m(線形)の程度の位置に保安員を配置する 追越車線へ進入する際は、誘導員2名にて誘導し、上流側誘導員の合図で誘導員2名及び構識を誘導し始める 線形の悪い箇所では上流側誘導員と連携して誘導する。その際上流側誘導員が、中分側にて車間を確認できない箇所については、路肩側で合図後中分へ横断する 	<ul style="list-style-type: none"> 急発車線を複数設置し、通行車両に誘導し注意喚起すると同時に通行車線へ誘導する カーブ・テーパーにならないよう設置する 矢印板の設置時は保安員の指示に従う 矢印板は専用ホワイトで固定する 	<ul style="list-style-type: none"> 急発車線による火災が発生する 	5	3	8	IV	<ul style="list-style-type: none"> 保安員の配置 急発車線と通行車との衝突
<ul style="list-style-type: none"> 作業の役割分相を明確にし、作業に専念する。 ラバコンを20m間隔に設置する必要に応じてラバコンの設置間隔を狭くする 設置作業時の安全速度の確保 ラバコンの設置は低速で安全作業を考慮した稼働速度とする 工事箇所短装時に工事急発車線設置 	<ul style="list-style-type: none"> 急発車線の使用後の回収と、発炎筒による火災に注意する ※警報はテーパー設置後、可能な限り通行車より反対側にて警報を発する ※運転手は、監視・誘導者各1名、設置者各1名、設備補助員各1名を配置する ※受検側の作業箇所は10m間隔とする ※車両の発進停止の合図は笛と動作によりはききと行う ラバコン設置位置及び向きを統一して設置 ※看板等の転倒防止措置 	<ul style="list-style-type: none"> ラバコンを落とす通行車両に当たる 看板等が転倒し通行車両に当たる 	3	3	6	III	<ul style="list-style-type: none"> 構識にラバコンを持つ(必要なら止り止め措置) 構識に倒れ、不安定な状態にいかぬ 構識に積み込みの誤り、不安定な状態に放置しない
<ul style="list-style-type: none"> 規制解除位置に解除構識、おび構識を設置する 規制区間が長い場合は、500m毎に挿入防止矢印板1枚とラバコン1本を設置し、速度可変構識の設置を目指す ※異常発生時規制箇所についても、挿入防止対策(構識1枚、ラバコン1本を設置することとする(目隠しカーブ回収後止り止めのみ)とする) 工事箇所の手前へ車庫規制停止装置または距離構識を60m以上の離隔距離にて設置する 急発車線を複数設置し、通行車に誘導し注意喚起すると同時に通行車線へ誘導する 急発車線の使用後の回収と、発炎筒による火災に注意する ※警報はテーパー設置後、可能な限り通行車より反対側にて警報を発する ※運転手は、監視・誘導者各1名、設置者各1名、設備補助員各1名を配置する ※受検側の作業箇所は10m間隔とする ※車両の発進停止の合図は笛と動作によりはききと行う ラバコン設置位置及び向きを統一して設置 ※看板等の転倒防止措置 	<ul style="list-style-type: none"> 急発車線の使用後の回収と、発炎筒による火災に注意する ※警報はテーパー設置後、可能な限り通行車より反対側にて警報を発する ※運転手は、監視・誘導者各1名、設置者各1名、設備補助員各1名を配置する ※受検側の作業箇所は10m間隔とする ※車両の発進停止の合図は笛と動作によりはききと行う ラバコン設置位置及び向きを統一して設置 ※看板等の転倒防止措置 	<ul style="list-style-type: none"> 急発車線による火災が発生する 	3	3	6	III	<ul style="list-style-type: none"> 構識にラバコンを持つ(必要なら止り止め措置) 構識に倒れ、不安定な状態にいかぬ 構識に積み込みの誤り、不安定な状態に放置しない
<ul style="list-style-type: none"> 作業時は、乗入(乗入)を使用する。設置出来ない場合は、アオリ部分に補助ロープを固定設置し、体制を戻した際、補助ロープを緩み転落を回避する。(荷台から設置時) 	<ul style="list-style-type: none"> 資機材による作業スペース狭小(無理な姿勢)での作業とならないよう注意。 	<ul style="list-style-type: none"> 姿勢を崩し荷台から転落 	3	4	7	IV	<ul style="list-style-type: none"> 転落防止措置

交通監視・交通誘導

<ul style="list-style-type: none"> 保安員は、構識車の前方(安全な場所)でテーパー監視し、異常があれば是正する 車両の出入りがある場合は、工事車両出入口を明示し、工事車両にのみ入らうとする セーフティーバーを監視員10m程度下流に設置 	<ul style="list-style-type: none"> 規制進入時または大きく異変を察し、合図を送る 規制退出時は、運転手と合図を行って通行車両の合図を広く取り誘導する 後退誘導等は、運転手から見えない位置で笛と動作で誘導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般車がテーパー部に突っ込む 人退出時、車両と一般車がぶつかる 	5	2	7	IV	<ul style="list-style-type: none"> 保安員によるテーパー部監視 保安員の誘導に従う 保安員、監視員、セーフティーバーの設置
<ul style="list-style-type: none"> 作業の役割分相を明確にし、作業に専念する。 解除構識、おび構識を倒し、規制材車に積む 規制材車を後退しながらラバコンを積みこむ(ラバコン回収者の向き) 規制箇所のみを行う車両の監視員を指名し配置(監視作業以外の作業を絶対してならない) 緊急時の車両停止指示(シラスダゲの活用) 	<ul style="list-style-type: none"> 急発車線の使用後の回収と、発炎筒による火災に注意する ※警報はテーパー設置後、可能な限り通行車より反対側にて警報を発する ※運転手は、監視・誘導者各1名、設置者各1名、設備補助員各1名を配置する ※受検側の作業箇所は10m間隔とする ※車両の発進停止の合図は笛と動作によりはききと行う ラバコン設置位置及び向きを統一して設置 ※看板等の転倒防止措置 	<ul style="list-style-type: none"> 急発車線による火災が発生する 	4	2	6	III	<ul style="list-style-type: none"> セーフティーバーの設置
<ul style="list-style-type: none"> 挿入防止矢印板(線形)を設置している場合は片づける。 可変速度構識の撤去(目隠しの撤去) ※白印として設置している矢印板・ラバコンを撤去する。 工事内容表示看板片付 	<ul style="list-style-type: none"> 急発車線の使用後の回収と、発炎筒による火災に注意する ※警報はテーパー設置後、可能な限り通行車より反対側にて警報を発する ※運転手は、監視・誘導者各1名、設置者各1名、設備補助員各1名を配置する ※受検側の作業箇所は10m間隔とする ※車両の発進停止の合図は笛と動作によりはききと行う ラバコン設置位置及び向きを統一して設置 ※看板等の転倒防止措置 	<ul style="list-style-type: none"> 急発車線による火災が発生する 	3	4	7	IV	<ul style="list-style-type: none"> 転落防止措置
<ul style="list-style-type: none"> 荷台作業員の安全確保 作業時は、乗入(乗入)を使用する。設置出来ない場合は、アオリ部分に補助ロープを固定設置し、体制を戻した際、補助ロープを緩み転落を回避する。(荷台から設置時) 	<ul style="list-style-type: none"> 資機材による作業スペース狭小(無理な姿勢)での作業とならないよう注意。 	<ul style="list-style-type: none"> 車両の荷台から転落し、自車及び通行する一般車に追突される。 	3	4	7	IV	<ul style="list-style-type: none"> 転落防止措置

テーパー部解除

<ul style="list-style-type: none"> 可変式構識車と規制材車後退させながら矢印板等を回収する 誘導員の指示に従い、運転手は作業車両を後退させる 	<ul style="list-style-type: none"> 可変式構識車と規制材車は、20m〜40m間隔にて移動する 矢印板撤去時は、可変式構識車作業員が誘導する 誘導は、運転手が見えない位置で目と動作で反対側で行う。 テーパー部解除時は保安員がテーパー先端へ移動、解除に合わせ監視員は先へ先と前進し、発炎筒・旗等により一帯閉鎖に注意喚起する ※手動での合図、クラクションによる車庫発着合図を確実に実施する 追越車線からの構識車、規制材車の路肩への移動時は保安員の合図によりかつ安全確認を充分に行い路肩へ移動する 急発車線による火災が発生する 	<ul style="list-style-type: none"> 規制材車と一般車が追突し、ケガをする 	5	3	8	IV	<ul style="list-style-type: none"> 保安員の配置
<ul style="list-style-type: none"> 矢印板撤去時は、テーパー部先端に急発車線(3本)を作成し、仮テーパーを作る 仮テーパーの設置には急発車線(3本)を使用し、保安員2名で行う。仮テーパー設置後、通行車に誘導し注意喚起すると同時に通行車線へ誘導する 矢印板撤去は運転手2名、作業員1名で行う 規制材車間隙に矢印板を積み込んだ後、合図により可変式構識車と規制材車は路肩へ一帯に移動する(追越規制時) 	<ul style="list-style-type: none"> 急発車線による火災が発生する 	<ul style="list-style-type: none"> 急発車線による火災が発生する 	3	4	7	IV	<ul style="list-style-type: none"> 保安員の配置
<ul style="list-style-type: none"> 次のインターまで戻す。規制材(構識)は前進撤去とし、上流部から回収する(急発車線内も同様) 急発車線規制時の構識撤去は、後退回収を可とする 可変速度構識の撤去(目隠しの撤去) 	<ul style="list-style-type: none"> 急発車線による火災が発生する 	<ul style="list-style-type: none"> 急発車線による火災が発生する 	3	4	7	IV	<ul style="list-style-type: none"> 保安員の配置
<ul style="list-style-type: none"> 一宮管制室・メンテ事務所への規制終了連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 資機材による作業スペース狭小(無理な姿勢)での作業とならないよう注意。 ※同一規制内での同時作業(縦列後退)を禁止 ※作業員同士の距離を防止するため、車両間隔を確保する(後退作業時は最低100mを確保し、警報及び手動での合図で運転手へ知らせ、急発車線撤去後は停止している車両はセーフティーバー(20m)間隔で一帯閉鎖(安全確保)を行う。※停止車両は距離防止のため、車両の20m下側にセーフティーバー等を設置し、後退禁止を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 急発車線による火災が発生する 	3	3	6	III	<ul style="list-style-type: none"> 車両間隔の確保

規制材(構識)撤収

<ul style="list-style-type: none"> 急発車線規制時の構識撤去は、後退回収を可とする 可変速度構識の撤去(目隠しの撤去) 	<ul style="list-style-type: none"> 急発車線による火災が発生する 	<ul style="list-style-type: none"> 急発車線による火災が発生する 	3	4	7	IV	<ul style="list-style-type: none"> 保安員の配置
<ul style="list-style-type: none"> 一宮管制室・メンテ事務所への規制終了連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 資機材による作業スペース狭小(無理な姿勢)での作業とならないよう注意。 ※同一規制内での同時作業(縦列後退)を禁止 ※作業員同士の距離を防止するため、車両間隔を確保する(後退作業時は最低100mを確保し、警報及び手動での合図で運転手へ知らせ、急発車線撤去後は停止している車両はセーフティーバー(20m)間隔で一帯閉鎖(安全確保)を行う。※停止車両は距離防止のため、車両の20m下側にセーフティーバー等を設置し、後退禁止を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 急発車線による火災が発生する 	3	3	6	III	<ul style="list-style-type: none"> 車両間隔の確保

注意事項

<ul style="list-style-type: none"> 作業員を荷台に乗せたり移動に注意をする(規制内のみ) 本線規制時の車両誘導(本線規制時は保安員の指示に従う) 急発車線を複数設置し、通行車に誘導し注意喚起すると同時に通行車線へ誘導する 急発車線の有効使用 規制箇所の確認 積荷の飛散防止確認 構識・看板の転倒防止 トンネル解除時はテーパー撤去完了時に管制室に連絡する ※規制区間が4km以上になる場合は、2km間隔ごとに追越規制車1台を配置する ※異常発生時は後退させながら安全確保を行う 規制内の長時間の停車は通行車からできるだけ距離を確保する ※異常発生時は後退させながら安全確保を行う 規制内の長時間の停車の場合、挿入防止矢印板等の場合は運転手は運転席から離れない。 ※異常発生時は後退させながら安全確保を行う ※異常発生時は後退させながら安全確保を行う 急発車線規制時の構識撤去は、後退回収を可とする 通行車両を避ける事を原則とするが、必要場合は監視員を確実に配置し作業を行う。 ワイド車両の使用禁止 ※異常発生時は後退させながら安全確保を行う ※異常発生時は後退させながら安全確保を行う 作業開始時に決めた作業動作を変更する場合は、作業を一時中断し、作業責任者のもと変更内容を全員に確認を行う。 規制延長が長い場合など、アオリステップを使用する際は、車体に確実に設置固定使用する。 アオリステップは、作業員の転落防止対策の作業床を確保し、緊急時の退出が容易に出来る構造とする。別紙参照 荷台からのラバコン設置・撤去は、作業員の足元を滑り止めマットを敷き、滑り止め対策と適切な作業空間を確保する 積み出し、規制を行う場合は車庫側減少量確保を現場上流側に設置する 	<ul style="list-style-type: none"> 急発車線による火災が発生する 	<ul style="list-style-type: none"> 急発車線による火災が発生する 	3	4	7	IV	<ul style="list-style-type: none"> 保安員の配置
---	--	--	---	---	---	----	--